

地域新 MaaS 創出推進事業における先進パイロット地域の募集に関する質問と回答

【質問と回答】：よくある質問からこれまでに寄せられた質問まで、随時更新していきます。

※公募要領の P. 13 のⅣ. その他にあるように、問い合わせの締め切りは令和 2 年 5 月 25 日（月）17:00 必着としておりました。その後の質問についても、一応、以下に回答をしておりますが、今後は原則的に受付をしませんので、ご了承ください。

※公募要領の P. 8 の 3. 公募機関、応募書類の提出先に、「本事業に応募するすべての地域は、応募意向の表明締切までに、必ず、応募申請書類の様式（1）を記入のうえ、提出してください。」と明記しております。そのため、5 月 18 日の応募意向の表明締切以降の新たな応募書類の提出があった場合には、公平性の観点から、受付することはできませんので、ご理解、ご了承いただきますよう、お願いいたします。

※19)～46) に 5 月 12 日の説明会時の質問をまとめています。口頭での回答とニュアンスが違うものもあると思われるので、回答を良くご確認ください。

1) 本事業の採択地域数は、何地域を予定しているか。

→回答：採択地域は、8～10 地域を予定しています。ただし、企画運営委員会等における審議次第で増減する可能性があります。

2) ある企業が、複数地域（応募主体）の応募に参画することは可能か。

→回答：本事業の採択は、地域単位となるため、ある企業が複数の自治体と連携している場合に複数地域の参画者として応募することは問題ありません。

3) 将来構想のロードマップは、何年先の未来を想定すればよいか。

→回答：将来構想のロードマップについては、数年先としていますが、事業化などの節目を含めた全体の目標が見通せる範囲での想定で記載してください。

4) 国土交通省の事業にも応募・参画している場合も、経済産業省の本事業に応募して問題ないか。

→回答：事業費が切り分けられていれば問題ありませんが、申請書に明記していただく必要があります。

5) 様式(2)の事業の企画提案書は、どのように記載すればよいのか。

→回答：別紙 3_応募申請書類様式_企画提案書の概要.pptx の記入例のあるスライドのフォーマットを様式(2)として使用していただき、項目を埋める形で記載してください。

6) 事前の意向表明のフォーマットはありますか。

→回答：事前の移行表明は、様式(1)を用いて行っていただきます。

7) 公募対象者における「複数団体の応募に関しては、各団体の協力体制が明確であること」については、協定書などを締結していることが必要か。

→回答：必ずしも協定書の締結は必要ではありません。しかし、事業の体制に入られる参加団体などとの協力に関しては相互に話し合い等がなされており、相互の理解が取れていることが必要です。

8) 代表団体とは、産総研が委託契約を結ぶことになっているが、代表団体と協力する別の参加団体が委託契約を結ぶことは可能か。

→回答：代表団体とは、公募要領にあるように、「地域を代表する主体（基礎自治体や地域のまちづくり会社、非営利団体、大学、交通事業者等）を指します。」としております。地域を代表する主体が、産総研との委託契約も締結していただき、参加団体との調整に責任をもっていただくことを想定しております。基礎自治体などで、産総研との委託契約が難しい場合には、別途、代表団体とは別に地域を代表する主体を契約主体とすることが可能ですが、代表団体との協定を締結している等の協力体制が明確であることが望ましいものとします。また、代表団体と契約主体が異なる場合でも、代表団体を担う基礎自治体等は、実証実験等を主体的に企画・立案し、地域の関係事業者を巻き込みながら、業務や成果物の作成を推進する役割を担うものとします。いずれも、代表団体との関係性を様式(2)-3に記載いただき、事務局側で内容を踏まえ、協力体制等について判断させていただきます。

9) 説明会の参加登録において、一機関2名迄の制限があると資料で確認しましたが、申請団体毎に一機関との解釈でしょうか。

→回答：説明会への参加者は、Web 会議システムの接続に制限があるため、一機関あたり2名までの参加登録とさせていただきます。ただし、1つの申請ごとに参加される機関を代表団体などの一つに制限しているものではありません。

10) 実証実験の実施にあたって協議会を設立する予定ですが、協議会あるいは協議会の幹事となる当地域外の民間企業を代表団体として申請することは可能でしょうか。今回単年度で行う事業であるため、契約事務や予算措置にスピード感が求められることから、基礎自

治体以外を代表団体にする方向で考えております。

→回答：質問8)の回答を参照してください。また、審査基準で示しているように、「今年度および次年度以降の継続的な取組が可能な体制が確保されている」ことも評価されますので、ご留意ください。

1 1) 締切延長の申請を出す場合、いつまでに行えばよろしいでしょうか。

→回答：応募意向の表明はしていただいた上で、最終締切(6月1日)までに、再度、様式(1)を用いて、状況や理由を変更記載して申請を行ってください。

1 2) 今後の緊急事態宣言の動向により最終締切(6/1)が延長されることはありますでしょうか。

→回答：6月1日に設定している最終締め切りについては、公募要領において、緊急事態宣言の発令等の状況をふまえ、特に理由が認められた場合における最終締切の延長(6月29日まで)を許可することを示しております。さらに、公募要領に記載しておりますが、公募期間などのスケジュール等は、今後の新型コロナウイルス対策等の状況を踏まえ変更の可能性もあります。変更があった場合には別途ご案内いたします。

1 3) 公募要領の3. 事業の事業期間の説明で、実証実験を令和2年内に終了することとなり、さらに「また、他事業実施者が遂行する場合は令和3年2月に本事業の外注が完了することを目安とします。」となっているが、これはどういう意味か。

→回答：実証実験は令和2年内に終了していただき、実証の分析や実証をまとめた報告書の作成など、他事業実施者などが遂行するものなどがある場合においても、令和3年2月に設定予定の代表団体との外注契約の完了までとしていただくことをさせていただきます。

1 4) 先進パイロット地の決定が7月となっておりますが、実際の事業費お支払いは、いつになるのでしょうか。実際の事業費お支払いは、いつになるのでしょうか。

→回答：代表団体と産総研との外注契約に基づいて支払いが行われることとなります。そのため、令和3年2月に外注契約が完了となった場合には、翌3月末日支払いの予定となります。

1 5) 補助対象となる事業費の考え方について、①実証実験の企画・準備・実施及び分析にかかる参加団体の人件費は補助対象となりますでしょうか？ ②①の質問とも関係しますが、上記人件費などが補助対象と認められる場合、参加団体メンバーの時間集計や費用集計など取り纏めの事務的な仕事が発生しますが、これらの業務は補助対象となりますでしょうか？ ③公募資料の最後に事務局への支援依頼内容に有無の項目がありますが、②のような内容が必要な場合、これを依頼できるのでしょうか？

→回答：産総研からは、代表団体に対して実証実験実施等の役務としての外注委託を想定しており、それに必要な費用はエビデンスをもって計上することは可能です。また、地域での活動に対する事務的な作業については外注委託の中で処理すべき項目であり、事務局がこの部分だけを支援することの想定はありません。

16) 実証実験に必要な車両・装置・システムなどの導入費用に関して、新たに車両や装置などを用意する必要がある場合、どこまで認められるかおおよその基準はありますか？

→回答：基準は用意しておりません。一過性の実証ではなく継続的な取組の一部としての実証であることが望まれるため、必要性も含め、取組費用の全体額とのバランスを見させていただき、判断させていただくことになります。

17) 外注委託に関して、①参加団体からの再委託は可能でしょうか？ ② ①がYESの場合、代表団体からの外注委託に何か制約がございますか？ 例えば、参加団体は50%以上を再委託できないとか。

→回答：産総研からの代表団体への外注委託に対して、さらに参加団体などへ外注することは可能です。参加団体からさらに外注することも可能ではありますが、いずれにしろ、エビデンスが必要になり、内容や割合も含めて一般的にみて妥当である必要があります。また、産総研からは、代表となる団体に対して実証実験実施等の役務としての外注委託を想定しており、実証等に対して責任をもってとりまとめて報告書を出していただくことになります。参加団体への外注には制約は設けていませんが、参加団体が50%以上の外注を代表団体から受ける場合は、なぜ、その団体が代表団体とならないのかが説明できること（例えば、自治体が代表団体であるなど）が必要となり、外注の内容によると考えられます。

18) 応募意向の表明締切の5月18日（月）までに提出する様式（1）応募申請書には、押印が必要でしょうか。

→回答：5月18日の時点では、必ずしも、押印は必要としません。しかし、6月1日（月）の最終締切までの応募申請書には、押印は必須となります。

――ここから、説明会時のもの――

19) 本実証の実験終了後の事業の継続性に関する制約はありますか。

→回答：事業の性質上、継続性があることが望ましいですが、制約はありません。

20) 今回の代表企業は事業終了後の継続運営主体である必要がありますか。

→回答：継続運営団体である必要はありません。ただし、継続性が見込まれることが評価項

目として重要である点をご留意ください。

2 1) A かさねがけと B 異業種連携は似ている部分があるが、どう区別するとよいか。

→回答：B の移動の重ね掛けは、あくまで複数の「移動」を一つの交通に束ねたものを対象としており、A の異業種連携は、交通以外の業界・業種と連携することによって事業性を向上したものを想定しています。

2 2) 実験実験の結果報告、いわゆるノウハウは全て公開されるのでしょうか。

→回答：民間企業の競争領域については、相談の上で公開しないこともあり得ますが、委託事業であるため、基本は公開することを前提としています。

2 3) 有料で実験した場合に、料金は経済産業省様に返納する形でしょうか。

→回答：国のルールでは返納することとなっており、場合によっては返納していただく可能性もあります。本事業では交通事業そのものを委託するわけではなく、あくまで分析事業を委託するという立て付けであるため、切り分けられるのであれば、返納の必要がなくなる可能性もあると考えることもできる。しかし、返納に関しては、経産省で検討、確認中であり、また、内容にもよるため、現段階で明確に回答はできません。

2 4) 緊急事態宣言で複数事象者(主に東京、北海道)との対面でのミーティングの機会が限られており、6/1 に提出する申請書類のうち、特に積算見積もりの部分の完成度が低くなる可能性を懸念しております。6/1 に一度提出し、6/29 に精度を上げたものを再提出、ということは許容されますでしょうか。

→回答：6月1日の締め切りでの提出が難しい場合は、延長を想定したスケジュールに対応して提出してください。

2 5) 緊急事態宣言の発令を受けた対応について、6/1 までに様式 1 を出せばいいのでしょうか。5月18日までに出すのはマストでしょうか。

→回答：5月18日に応募意向表明を出していただくことは必須です。その後、6月1日まで締め切りにおける変更や取り下げについては可能です。

2 6) 国交省と経産省のプロジェクトに同内容で申請することは可能ですか。

→回答：同内容で申請することは可能です。ただし、そのことを明記するようにしてください。

2 7) 応募対象者の中に、官民が連携してとの記述がありますが、民間事業者のみでの応募は出来ないのでしょうか。

→回答：民間事業者のみでの応募も可能です。しかし、一方で社会実装を目指した取り組みである以上、地域側のステークホルダ（自治体、交通事業者等）が参画していることが望ましいです。

28) 今般の状況を鑑みて、公募提案時の計画と実施時期に内容でズレが生じた場合許容されるのでしょうか。

→回答：やむを得ない場合は許容されます。

29) 5/18べ切の様式(1)応募申請書を提出した後、6/1までに、応募を辞退することは可能でしょうか。

→回答：可能です。

30) 事業の採択後、助成金を代表団体へ支払う時期はいつになるのでしょうか。

→回答：事業は助成金ではなく委託事業となります。産総研からの外注契約に基づく支払いは、契約終了月の末日が基本となります（契約終了日によっては翌月となる場合もあります）。今回の場合は、2月末までの契約として、3月末支払いを想定しております。

31) 事業終了後、報告資料提出のスケジュールをご教示ください。

→回答：契約終了日（履行期限）が、報告書の納期期限日となりますので、契約終了日までに提出が必要となります。今回は2月末を想定しています。

32) 利用者から利用料（料金）を徴収する場合、委託費から差し引いて清算するのでしょうか。

→回答：上記の23)での回答を参照してください。委託費からの差し引きではなく、別途、産総研から国庫に返納とするため、産総研への返納になることも想定されます。返納に関しては、経産省で検討、確認中であり、また、内容にもよるため、現段階で明確に回答はできません。

33) 5/18の応募意向表明の資料は、後日の内容差替は認められますか。特にテーマや応募内容の概要について差替が可能か気になります。

→回答：差し替えは可能です。ただし、変更を明記するようにしてください。

34) 自動走行車を活用する場合は、別途予算を加えることがあるとありましたが、その場合は1,000-3,000万を越えると想定しているということか。自動走行車を活用しない場合は1,000-3,000万内に収めるということか。

→回答：自動走行車を活用する場合には追加で予算を付けることを想定しており、超える場

合もあるとの想定です。自動走行車を活用しない場合は、基本的に超えないようにしていただくことを想定しています。

35) 実証実験実施時期につきまして年内との記載がありますが、緊急事態宣言発令もあり事業採択から実施まであまり期間が無いかと思えます。当然、年内での実施を目指すことになると思いますが、他プロジェクトとの連動など含め、年内実施が難しくなりそうな場合は事務局様と別途協議させていただき余地はありますでしょうか。

→回答：産総研への代表団体からの報告書の提出期限（契約完了日）を超えないことが必須となります。これは、国の事業予算の都合上、3月末に産総研が全体の報告書を提出することが絶対条件となっているためです。

36) 様式4の外部委託費について、様式3の概算見積の中に計上しつつ、更に切り出すのか。また、(代表団体でなく)参加団体の費用は、外部委託費となるのか。

→回答：更に切り出しで記載してください。また、参加団体の費用も外部委託する場合は外部委託費として、計上してください。

37) 補助金の支払いの一番遅いスケジュールは、3月事業完了、4月支払いということでしょうか。

→回答：補助金ではなく、委託費になります。また、産総研からの外注契約は2月末完了、3月末支払いを予定しています。

38) 自動走行車の活用に対する別途予算はどの程度でしょうか。

→回答：実証期間等によっても異なるため、一律の額として決定してはいません。

39) 一括支払いとおっしゃっていましたが、途中での概算払いは考えられますでしょうか。

→回答：場合によっては実証実験前に経費を支払う必要がある場合なども想定されます。その場合、契約期間の途中での支払いを認める形で、段階をもった履行期限を設定することも可能です。ただし、途中の履行期限での支払いの場合も、その履行に対する納品物（履行したことを証明するものとしての報告書など）の提出などが求められます。これらは個別対応となります。

40) 提出期限延長の正当性を判断する基準についてご教示いただけないでしょうか。

→回答：明確に基準を設けていませんが、応募者の現状を踏まえて判断することになります。

41) 自治体が代表団体になった場合、各事業者への支払いは産総研から各事業者へ個別に

支払う形になるのか。それとも、事業費総額を産総研様から一旦自治体にお支払いいただき、その後、自治体から各事業者に個別に支払うことになるのでしょうか。

→回答：産総研と代表団体と契約となりますので、産総研からは代表団体に一括して支払う形になります。

4 2) 同一の自治体で採択されるのは一つだけですか。例えば同じ市で複数のプロジェクトの申請は可能でしょうか。

→回答：有識者による評価の際に、同一自治体内であれば一つのプロジェクトに纏めることができないのかと指摘される可能性があります。そのため、基本的に自治体の中で一つにまとめる必要があると思われまます。

4 3) A～E は必ずどれか選択し、広域と自動運転の2つは該当すれば選択するというのでしょうか？

→回答：広域や自動運転については、必ずしも選択する必要はありません。

4 4) 代表団体からさらに外注を実施する場合の制約はあるか。具体的には、自治体から大学等へ委託する場合に入札等のプロセスを経る必要はあるか、それとも個別に指名する形で外注することは可能か。

→回答：外注が適切な支出になっているかを確認する必要がありますが、必ずしも外注先を入札にて決定する必要はなく、個別に指名することも容認されます。ただし、その際には正当な選定理由を明記する必要があります。

4 5) 応募書類の提出期限の延長がされるということですが、応募意向の表明期限の延長はありませんか。応募意向と応募書類についてズレが発生しても問題はございませんでしょうか。

→回答：応募意向の延長はありません。意向提出後に辞退することも可能なので、ひとまず提出していただくことを検討ください。応募意向と締め切り時の内容がズレてしまうことも問題はございません。ただし、変更を明記するようにしてください。

4 6) 事業終了時、経費明細表などの書類提出する必要はございますでしょうか。

→回答：契約の内容や方式によります。精算払いとなった場合には、経費明細が必要になります。

――ここまで、説明会時のもの――

4 7) 5/18 (月) 12:00 〆切の応募意向表明に関して、様式(1)の提出とありますが、6/1

(月)の最終〆切の際に様式(1)の内容(例えば事業・プロジェクト名や代表団体、応募するテーマなど)を変更することは可能でしょうか。応募の見通しについては、変更がある場合は6/1(月)までに修正し、延長申請をするようご指示いただきましたが、5/18の書類提出後のヒアリング等も必要に応じて実施との記載がございましたので、代表者など様式(1)に該当する概要の変更も可能かを確認させていただきたく、ご質問させていただきました。

→回答：変更は可能です。ただし、変更を明記もしくは、ヒアリング等の時にも明示するようにしてください。

48)代表団体をコンサルタントがなることは可能でしょうか。

→回答：上記の8)の回答にありますように、代表団体は「地域を代表する主体」を想定しており、コンサルタントが、地域を代表することができることの説明がつけば、問題ありません。

49)代表団体を公募規定の大学、または地元組織とした場合、当該組織の経理処理体制が弱いことを理由に代表団体は、大学または地元組織としつつ、契約先はコンソメンバーのなかの別企業(例：コンサル会社等)が行うことは可能でしょうか。

→回答：8)の回答を参照ください。

50)5月18日の提出時まで調整がつかない場合、とりあえず、コンソメンバーのなかの2社で提出をし、その後、片方の1社を取り下げることは可能でしょうか。

→回答：提出と取り下げは自由ですので、可能です。ただし、同じ提案である場合には、1つの提案で、代表団体の候補として、2つの団体を記載していただき、どちらかとなることの旨を記載いただければと思います。

51)採択後の経理処理について、①経理処理は、経産省委託事業事務処理マニュアルなどに基づく処理になるでしょうか。②従事日誌や旅費精算のエビデンス等の提出が必要になるでしょうか。③積算の人件費は健保等級単価によることが規定されているでしょうか。

→回答：①は、経産省の事業に基づくものですので、経産省委託事業事務処理マニュアルなどに基本的に基きます。ただし、産総研の規定に準じる場合もあります。②は、契約の内容や方法にもよります。精算払いとなった場合には、エビデンスの提出が必要になります。また、概算払いの場合にも根拠となるエビデンスを求められます。③産総研からは外注契約を想定しており、人件費を健保等級単価でなく計上もあり得ます。ただし、エビデンスは求められます。

52)コロナウイルスの影響がある場合、「中間締切(延)は6月15日(月)」と明記され

ておりますが、その日程が応募意向の表明締切（当初5月18日にあたる日）という事で宜しいでしょうか。

→回答：5月16日現在で、応募意向の表明の締切（5月18日）を延長したり、6月1日の締め切りの延長をすることはありません。

53）コンソーシアム団体を申請代表団体とすることは可能でしょうか。

→回答：コンソーシアムが代表団体となることは可能です。ただし、コンソーシアムを産総研との契約先と想定された場合には、個別に産総研側での確認が必要となります。

54）代表団体とは別で、事務局を設定して金銭を受託するという事は可能でしょうか。

→回答：上記の8）の回答を参照してください。代表団体と契約主体が異なる場合は、事務局側で内容を踏まえ、協力体制等について判断させていただきます。

55）5/18までに、応募意向の表明をする方向で検討いたしており、応募締切まで、関係者と継続して協議の上、申請書を提出したいと考えておりますが、昨今の新型コロナウイルス対応等の関係で、万一調整が整わなかった場合、締め切り前に応募を辞退するという取り扱いをすることは可能でしょうか。

→回答：可能です。

56）今回当団体で実施予定の実証実験の中に、本公募事業の枠組みを超えて実施する事業（当団体の費用で実施する事業）があるのですが、当様式の「実証実験の概要」に記載する内容は、本公募事業の枠組みを超えて実施する事業も含んだ実証実験全体の内容で記載してもよいのでしょうか。

→回答：応募の内容を含めて地域などの取組についての全体像が分かるように明記をしていただくことを求めています。記載をお願いいたします。

57）代表団体を自治体として、委託契約団体は参加団体の民間医療機関となることはQ&Aにあるとおり問題ないでよろしいでしょうか。また、民間医療機関が委託契約先となった場合、この事業を受けるにあたり、新たな特別会計を設ける必要がありますでしょうか。病院の会計の委託料として処理することでも良いですか。

→回答：上記の8）の回答にあるように問題ないと思われまます。ただし、代表団体と契約主体が異なる場合は、事務局側で内容を踏まえ、協力体制等について判断させていただきます。契約については、内容と方式などにより、個別の確認が必要となります。

58）基本的には、清算払であると思いますが、仮に概算払を受ける事も可能でしょうか。

→回答：可能性はあると思いますが、契約については、内容などにより、個別の確認が必要

となります。

59) 実証実験の中で発生した収益については、病院の収益（診療報酬として）含める事で問題ないでしょうか。

→回答：上記の23)での回答を参照してください。なお、返納に関しては、経産省で検討、確認中であり、また、内容にもよるため、現段階で明確に回答はできません。

60) 民間医療機関が委託契約先となった場合、消費税の申告も必要であるとの理解でよろしいでしょうか？

→回答：産総研との外注契約のなかで、消費税が含まれる場合は必要となると考えます。

61) 検討している事業案では超小型EVを利用する予定となっていますが、その場合、超小型EVのリース料またはレンタル料は補助金の範囲として認められますでしょうか？

→回答：補助金ではなく、産総研からの役務外注を想定しております。そのため、実証に必要な車両であれば、車両手配費用（リース料、レンタル料など）として計上することは認められます。

62) 応募した団体数などは今後、開示される予定はありますでしょうか。

→回答：応募総数などは、選定先の発表時に開示する予定です。

63) 2021年度も類似の支援事業を行われる予定はありますでしょうか。

→回答：本事業は経産省との単年度事業契約に基づくものです。事務局としての回答ができません。

64) 公募要項に、事業費は1000万～3000万を想定と記載がございますが、上限の3000万とは税込み・税抜き、どちらを想定していますでしょうか？

→回答：説明会で説明しておりますが、税込みを想定しております。

65) 今般の状況を鑑みて、公募提案時計画と実施内容にズレが生じた場合、事業費の上方修正（追加支出）は許容されるものでしょうか。

→回答：外注契約後に、追加予算が必要となるような実施内容の変更は想定しておりません。

66) 「自動走行車を活用するプロジェクトに関しては、規模や車両手配等応じた追加支出をします」とありますが、追加支出には、車両本体の費用に加え、車両取り付けるセンサーやカメラ等についても対象となると考えてよろしいでしょうか。

→回答：想定は自動走行車の車両手配費用（リース料、レンタル料など）となります。そのため、自動運転のためのセンサーやカメラ等という意味でのご質問であれば、対象外となり

ます。

67) 本事業費を活用し、代表団体が協力団体より新たな自動運転システムを調達する予定だが、そのシステムや設備等の資産は、国、代表団体のどちらに帰属しますでしょうか。権利配分の考え方についてご教示いただきたく存じます。

→回答：産総研からの外注は、役務を想定しており、資産となるような物品購入は想定しておりません。資産となるような調達は認められないこととなります。なお、資産となる物品は、経産省事業ですので、すべて国の資産となります。

68) ソフトウェアの著作権について、委託調査の実施にあたり、ユーザの位置情報等を取
得するために、ソフトウェア（アプリ）の活用を計画しております。当該ソフトウェアは、
使用実績のあるソフトウェア（既存）を改修する形で使用いたします。今回の委託費にて、
当該改修費を支出することを考えておりますが、本件委託によって改修された部分の著作
権は、産総研および経済産業省への権利譲渡は不要と考えてよろしいでしょうか。なお、本
件委託に関係なく作成された部分（既存）の著作権は、ソフトウェア（提供）開発業者に帰
属していると理解をしております。

→回答：産総研からの外注委託の想定は、技術に関する研究開発ではなく、実証実施に対する役務を想定しております。もしも、知的財産が創出される可能性がある場合には、経済産業省の以下の URL の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」に沿った対応をとることとなりますので、個別に協議が必要となります。ご懸念がある場合には、応募書類への明記をお願いいたします。

経済産業省：委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuideline.html

69) 許権、意匠権、商標権などの産業財産権（以下、産業財産権）について、委託調査の
実施にあたり創出される、データ活用手法、アプリ等 UI デザインにおける産業財産権は、
発明者に帰属することとし、本調査の実施後、社会実装される場合、貴研究所および経済産
業省への権利帰属は発生しないと考えるよろしいでしょうか？

→回答：上述していますが、産総研からの外注委託の想定は、技術に関する研究開発ではなく、実証実施に対する役務を想定しております。もしも、知的財産が創出される可能性がある場合には、経済産業省の以下の URL の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」に沿った対応をとることとなりますので、個別に協議が必要となります。ご懸念がある場合には、応募書類への明記をお願いいたします。

経済産業省：委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuideline.html

7 0) 応募書類 (2) -1～ (2) -5 について、A4 サイズ、縦置き、10 枚以内にて様式を変更しないことを条件に、パワーポイントでの作成は可能でしょうか？ (Word 形式でなくとも問題ないでしょうか)

→回答：統一の書式として提示しておりますので、Word 形式でお願いいたします。

7 1) 応募書類(2)について、既質問にて、別紙 3_応募申請書類様式_企画提案書の概要.pptx の項目を埋める形で記載とありますが、2 枚以上のページでの作成は可能でしょうか？

→回答：別紙 3 は、1 枚で概要説明ができるように指定しておりますので、1 枚でお願いいたします。

7 2) 民間事業者と行政が連携した事業について、民間事業者が地域 X と地域 Y の 2 つの自治体と協議を重ねていた中で、地域 X を対象とした事業として様式(1)を作成して 5 月 18 日までに応募意向の表明をしていたが、その後判明した諸事情により地域 Y での応募を希望する場合、地域 Y を対象とする事業に変更して最終締め切りまでに応募書類を提出する事は可能か。

→回答：公平性の観点から、応募意向表明の締め切り以降の提案を受け付けておりませんので、地域の違いにより、提案内容が全く別の新しい応募と判断されるものであれば、受付られないこととなります。ただし、締め切りまでの内容の変更は認めておりますので、程度により個別判断となると考えます。

7 3) 契約主体に関して、代表団体は事業の主体者である公共交通事業者様としますが、費用分担の割合などを考慮し、「全国型企業ではあるものの当該地域に研究開発拠点を構えており、かつ代表団体ならびに自治体様との連携協定を締結しているような参加団体」にて契約の主体になることは可能でしょうか？

→回答：上記の 8) での回答にありますように、代表団体と契約主体が異なることも想定しています。ただし、代表団体との関係性を様式 (2) - 3 に記載いただき、事務局側で内容を踏まえ、協力体制等について判断させていただきます。

7 4) 実証実験の実施時期に関して、代表団体からの報告書の提出期限 (契約完了日=2 月末日) を超えなければ、実証実施を 2 月に実施することは可能でしょうか？

→回答：公募要領の 3. 事業の実施期間にあるように、基本的に、実証実験は令和 2 年内に終了を想定しています。ただし、具体的な日程は事務局との協議となっており、年内終了をこえた設定も可能となる場合も考えられます。しかし、分析に必要な実証実験期間を設定し

ますので、2月に実証を実施することは、想定が難しいものと考えます。

75) 有料実験に関して、実証として貨客混載で運んだ物品は、移動販売という形で普通に売買しようと考えておりますが返納の可能性はございますでしょうか？売買そのものは(結果の分析に活用するものの)実証とは切り離せるのではないかと考えております。車両は、無償運行や提供を想定しております。

→回答：返納に関しては、経産省で検討、確認中であり、また、内容にもよるため、現段階で明確に回答はできません。いただいた内容での返納の有無についても確認をさせていただきます。

76) スマートモビリティチャレンジ協議会参加のこととありますが、これは関連する事業者と自治体はすべて加入する必要があるのでしょうか。企業は入っているが自治体は入っていないまたはその逆でもいいのでしょうか。

→回答：本事業で実施する実証については、スマートモビリティチャレンジ協議会の会員に対して情報共有することを想定しております。そのため、協議会への加入をしていただくことを基本としております。代表団体は、情報発信者として協議会参加は必要とお考えいただき、他の協力団体については自主的にご判断をお願いいたします。

77) 多年度計画の場合は、計画範囲と予算は1年ごとでいいのでしょうか。

→回答：本事業は、単年度の事業ですので、実証や予算などは単年度のものとなりますが、全体的な地域の取組が多年度で計画されている場合には、その中での位置づけもわかるように記載をしていただければと思います。

78) 新交通サービスで検討していますが、技術的には同じですが解決課題が違う2地域での公募は可能でしょうか

→回答：2地域での公募は可能です。

79) 応募申請書類の作成要領2ページ様式2-1~2-5のページ数について、「A4サイズ縦書き10枚以内」とありますが、合計20ページ(両面印刷すれば10枚)でもよいのでしょうか。

→回答：両面印刷ではなく、片面で10枚、10ページを想定しております。

80) 公募期間、応募書類の提出先に関し、万が一、今回の申請を辞退しなければならなくなった場合、どの締切日までにお知らせすればよいのでしょうか。6月1日を過ぎての辞退は可能でしょうか。

→回答：締め切りの延長を許可されていない場合は、最終締切の6月1日までに、ご辞退

のご連絡をいただきたく、お願いいたします。締め切りの延長を許可された場合には、最終締切（延）は6月29日（月）午前11時までに、ご辞退のご連絡をいただきたく、お願いいたします。なお、ご辞退の連絡がない場合でも、それぞれの場合の締め切りまでに提出がないときは、自動的に辞退されたとして処理させていただきます。

8 1) 各様式について、文章量におうじて同一ページ内での作成は問題ないでしょうか？
（例、様式(2)-4と(2)-5をA41枚で作成する等よろしいでしょうか？）

→回答：各様式は分けてください。そのため、様式(2)-4と(2)-5は2枚（2ページ）に分けていただきます。

8 2) フォント、文字の行間について規定はありますでしょうか？

→回答：各様式で記載に使用しているフォントや文字の行間などをお使いいただくように、様式を配布しております。

8 3) 締め切りの延長を許可された場合には、6月1日の締め切りはなくなり（再度の延長事由の提出）、今後、中間締切（延）は6月15日（月）となり、最終締切（延）は6月29日（月）午前11時になったという理解でありますが、合っていますか？

→回答：一度、締め切りの延長を許可された方は、6月1日までに再度の延長事由の提出の必要はありません。中間締切（延）は6月15日（月）となり、最終締切（延）は6月29日（月）午前11時までとなります。なお、多数の方が締め切りを延長せずに対応されておりますことをご承知おきいただき、可能な限り、早期の提出をお願いいたします。逆に、締め切りの延長を許可された場合にも、6月1日の締め切りとして提出いただくことは可能です。

8 4) 代表団体 基礎自治体、契約主体 協議会という形態での申請を考えております。このような場合、6月1日の最終締め切り時において、協議会規約等の添付は必要でしょうか。またはいつまでに規約等の用意が必要でしょうか。

→回答：必ずしも講義会規約等の添付が必要ではありませんが、関係性を証明するためのエビデンスとしての資料を提出書類に添付いただくと、審査時の判断材料になります。協議会などの設置を予定している場合に、規約が確定していないときには、その状況などを示す資料を添付いただくことになります。

8 5) 提案書の提出時は、意向表明時に提出している様式1に代わる書類へ代表印を押印しての提出は必要でしょうか。

→回答：様式1の1ページ目を印刷したものに代表印を押印し、PDF化したものの提出をお願いいたします。ファイルは基本的に様式に従ってワードとパワーポイントの形式での

提出をお願いいたします。そのため、様式 1 は押印なしのワードでのファイルでの提出もお願いいたします。自治体などにおいて押印手続きに時間がかかる場合には、その旨を申し出ていただくことで、後日の差し替えで対応することを認めるように対応します。

8 6) 様式 3 の概算費用見積の中で「事務局へのデータ提供に係る費用」とございますが、事務局としてどのようなものを想定されていますでしょうか。 報告書作成提出とは別項目にあるため、お伺いできればと思います。

→回答：事務局としての想定は、本事業の取りまとめに必要なデータの提出を各事業者には依頼することを想定しております。これは、実証の内容により異なる可能性もあり、現段階ではその内容や分量などを明示できませんが、そのようなデータの処理について想定をした積算をいただくこととなります。また、実証データについて、事務局側に分析などの支援依頼する場合には、そのことに関する費用などとして、記載をしていただくこととなります。

8 7) HP 上にアップしています質問と回答の中で、16) と 67) の件で確認させていただきたいです。16) では、システムの導入費用等に関して、一過性の実証ではなく取組の一部としての実証が望まれているとのことで、取組費用の全体額とのバランスを見させていただき判断と記載があります。67) では、資産の物品購入は想定しておらず、国の資産になると記載があります。実証実験に必要であると判断するシステムの導入等を鑑みても良いのでしょうか。

→回答：本事業において、システムの導入費用は、例えば、実証に対して必要となるシステムのレンタルやリース費用などを想定しており、資産となるような物品購入は想定しておりません。国の資産となるような物品購入の積算は、先の回答で述べていますように想定外ですので、実証実験に必要であっても産総研からの実証の外注委託の積算としては、認められないことになるとご理解ください。

8 8) 企画提案書の提出にあたり、ファイルが 10MB 以上となる可能性がありまして申請書の提出のほうは、PDF ファイルだけよろしかったでしょうか？

→回答：10MB 以上となる場合には、分割しての提出やファイル転送システムでの提出をお願いしております。PDF ファイルは様式 1 の表紙の押印部分のみをいただくようお願いいたします。

8 9) 申請が採用された場合、額面は申請金額と同額となりますでしょうか。

→回答：提案時の積算がそのまま認められるかは審査などによりますので、わかりません。本事業は補助事業（2分の1補助や3分の2補助など）ではなく、委託事業ですので、審査等で認められた積算額での外注委託を想定しています。

90) 押印箇所のページだけ PDF での提出とさせていただきますが、このようなご提出で問題ないでしょうか？

→回答：ご指摘のように押印の 1 ページを PDF としていただき、そのページ（押印なし）も含め、各様式はワードやパワーポイントのファイルで提出をいただきますよう、よろしくお願いたします。特に押印資料の郵送は求めておりません。

以上。

【更新状況】

- ・ 2020 年 4 月 22 日：質問 1) から 5) を記載。
- ・ 2020 年 4 月 24 日：質問 6) を追記。
- ・ 2020 年 4 月 27 日：質問 7)、8) を追記。
- ・ 2020 年 4 月 28 日：質問 9) から 13) を追記。
- ・ 2020 年 5 月 5 日：質問 14) を追記。
- ・ 2020 年 5 月 9 日：質問 15) から 18) を追記。
- ・ 2020 年 5 月 15 日：質問 19) から 46) を追記（説明会時の質問をまとめています。
回答のニュアンスが異なるものもありますので、確認してください）。
- ・ 2020 年 5 月 16 日：質問 47) から 60) を追記。
- ・ 2020 年 5 月 20 日：質問 61) から 71) を追記。
- ・ 2020 年 5 月 24 日：質問 72) から 75) を追記。
- ・ 2020 年 5 月 25 日：質問 76) から 83) を追記。
- ・ 2020 年 5 月 26 日：締切りについての注意を表題下に追記。
- ・ 2020 年 6 月 1 日：質問 84) から 90) を追記。
- ・ 2020 年 6 月 1 日：問い合わせの締切りについての注意を表題下に追記。